

- ・ 船員保険福祉施設一覧 [P1～P2]
- ・ 船員保険の福祉施設の設置目的 [P3]
- ・ 船員保険の福祉施設の経緯等 [P4]
- ・ 船員保険福祉施設の種類 [P5]
- ・ 施設整備関係及び保養所経営委託費予算 [P6]
- ・ 船員保険保養施設数の推移 [P7]
- ・ 船員保険国内保養所及び福祉センター合理化の状況 [P8]
- ・ 特別会計改革における議論及び国が保有する公的宿泊施設の在り方に関する議論等 [P9～P10]
- ・ 社会保険庁の組織改革と船員保険福祉施設の関連 [P11～P12]

船員保険福祉施設一覽

委託先
(財)船員保険会

(1)病院

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	東京	せんぼ東京高輪病院	港区高輪3-10-11	
2	神奈川	横浜船員保険病院	横浜市保土ヶ谷区釜台町43-1	
3	大阪	大阪船員保険病院	大阪市港区築港1-8-30	

(2)診療所

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	室蘭船員保険診療所	室蘭市海岸町1-103	
2	東京	芝浦船員保険診療所	港区芝浦1-11-18	

(3)健康管理センター

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	神奈川	船員保険健康管理センター	横浜市保土ヶ谷区釜台町43-2	
2	大阪	船員保険大阪健康管理センター	大阪市港区築港1-8-22	
3	福岡	船員保険福岡健康管理センター	福岡市東区原田3-4-10	

(4)福祉センター

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	北海道船員保険健康福祉センター	小樽市朝里川温泉1-112-1	
2	長野	長野船員保険健康福祉センター	諏訪郡富士見町立沢1-1182	
3	兵庫	船員保険総合福祉センター	神戸市北区山田町原野	
4	福岡	福岡船員保険健康福祉センター	久留米市山本町耳納1-1	

(5)保養所

No.	県名	施設名称	所在地	備考
1	北海道	稚内船員保険保養所	稚内市富士見4-1837-1	
2	宮城	気仙沼船員保険保養所	気仙沼市南郷30-2	
3	"	鳴子船員保険保養所	大崎市鳴子温泉字星沼18-2	
4	神奈川	三崎船員保険保養所	三浦市三崎5-3806	
5	"	箱根船員保険保養所	足柄下郡箱根町大平台442-1	
6	静岡	焼津船員保険保養所	焼津市本町1-6-3	
7	鳥取	鳥取船員保険保養所	境港市上道町2053-6	
8	山口	俵山船員保険保養所	長門市俵山湯ノ沖5061	
9	愛媛	内子船員保険保養所	喜多郡内子町内子3682	
10	鹿児島	指宿船員保険保養所	指宿市湯の浜5-21-14	

船員保険福祉施設一覽2

委託先
(財)船員保険会

(1)病院

No.	県名	施設名称	開設年月	土地		建物(延床面積)	
				数量(m ²)	所有者	数量(m ²)	所有者
1	東京	せんぼ東京高輪病院	昭26. 5	6,244	国	21,518	国
2	神奈川	横浜船員保険病院	昭30. 3	24,072	国	15,051	国
3	大阪	大阪船員保険病院	昭25. 6	5,291	国	19,419	国

(2)診療所

No.	県名	施設名称	開設年月	土地		建物(延床面積)	
				数量(m ²)	所有者	数量(m ²)	所有者
1	北海道	室蘭船員保険診療所	昭37. 7	1,948	北海道財務局	900	国
2	東京	芝浦船員保険診療所	昭23. 11	420	国	990	国

(3)健康管理センター

No.	県名	施設名称	開設年月	土地		建物(延床面積)	
				数量(m ²)	所有者	数量(m ²)	所有者
1	神奈川	船員保険健康管理センター	昭49. 10	2,837	国	2,615	国
2	大阪	船員保険大阪健康管理センター	昭58. 5	690	国	1,881	国
3	福岡	船員保険福岡健康管理センター	昭57. 5	1,737	国	2,010	国

(4)福祉センター

No.	県名	施設名称	開設年月	土地		建物(延床面積)	
				数量(m ²)	所有者	数量(m ²)	所有者
1	北海道	北海道船員保険健康福祉センター	平 1. 4	81,537	国	3,549	国
2	長野	長野船員保険健康福祉センター	昭53. 4	84,995	国	4,945	国
3	兵庫	船員保険総合福祉センター	昭46. 7	312,657	国	7,903	国
4	福岡	福岡船員保険健康福祉センター	平 7. 7	25,057	国	5,549	国

(5)保養所

No.	県名	施設名称	開設年月	土地		建物(延床面積)	
				数量(m ²)	所有者	数量(m ²)	所有者
1	北海道	稚内船員保険保養所	昭40. 12	5,020	国	1,561	国
2	宮城	気仙沼船員保険保養所	昭37. 4	2,046	国	2,205	国
3	〃	鳴子船員保険保養所	昭41. 6	16,373	国	2,561	国
4	神奈川	三崎船員保険保養所	昭35. 5	2,095	神奈川県	1,405	国
5	〃	箱根船員保険保養所	昭35. 10	1,669	国	2,425	国
6	静岡	焼津船員保険保養所	昭25. 5	1,054	国	2,288	国
7	鳥取	鳥取船員保険保養所	昭52. 4	5,589	国	1,942	国
8	山口	依山船員保険保養所	昭40. 4	412	国	635	国
9	愛媛	内子船員保険保養所	昭59. 4	9,986	国	1,946	国
10	鹿児島	指宿船員保険保養所	昭19. 9	1,677	国	1,537	国

船員保険の福祉施設の設置目的

国（社会保険庁）は、法律の規定に基づき、保険者として、船員保険の被保険者、被保険者であった者及び被扶養者等の健康の保持増進及び福祉を増進するため、船員保険病院及び船員保険保養所等の福祉施設を設置し運営している。

この福祉施設は、給付に必要な財源とは別に船舶所有者が全額負担する保険料を財源として設置している。

なお、当該事業の実施に当たっては、これまで船舶所有者の代表者、被保険者の代表者及び保険者の三者で構成する「船員保険福祉施設問題懇談会」にて協議の上実施している。

（設置根拠）

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抜粋）

第九節 福祉事業

第五十七条ノ二 政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ベシ

②政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

③政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他ノ被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業（次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム）ヲ為スコトヲ得

船員保険の福祉施設の経緯等

○ 設置の経緯

船員保険の福祉施設

- 昭和17年に船員の福祉施設として、(財)船員保険会が初めて保養所を設置。その後、昭和18年3月の船員保険法の改正により福祉施設の規定が盛り込まれたことや昭和20年2月の船員保険法の改正による福祉施設費としての保険料率が設定されたことにより、保養所を国有民営方式に移行。
- 昭和22年に、不足していた医療施設の提供と船員疾病の特殊性を研究し、船員生活に即応した効果的な診療方針を樹立することを目的に、船員保険病院を設置。現在は、東京、横浜、大阪にそれぞれ1カ所を設置。また、東京、室蘭に診療所をそれぞれ1カ所設置。
- 昭和40年代に入ると、社会一般的に健康管理を重視する風潮と相まって益々健康管理事業に対する関心が高まり、船員についても労働環境の特殊性を考慮し、船員の健康管理の施策として昭和49年から健康管理センターを設置。現在は、横浜、大阪、福岡にそれぞれ1カ所を設置。
- なお、上記の福祉施設は、船員の海上における勤務の特殊性や被保険者の要望を踏まえ、船舶所有者(政府管掌健康保険という事業主)が全額負担する保険料を財源として設置してきているため、その在り方については、労使の代表者及び保険者の三者による議論を踏まえて方針を決定している。

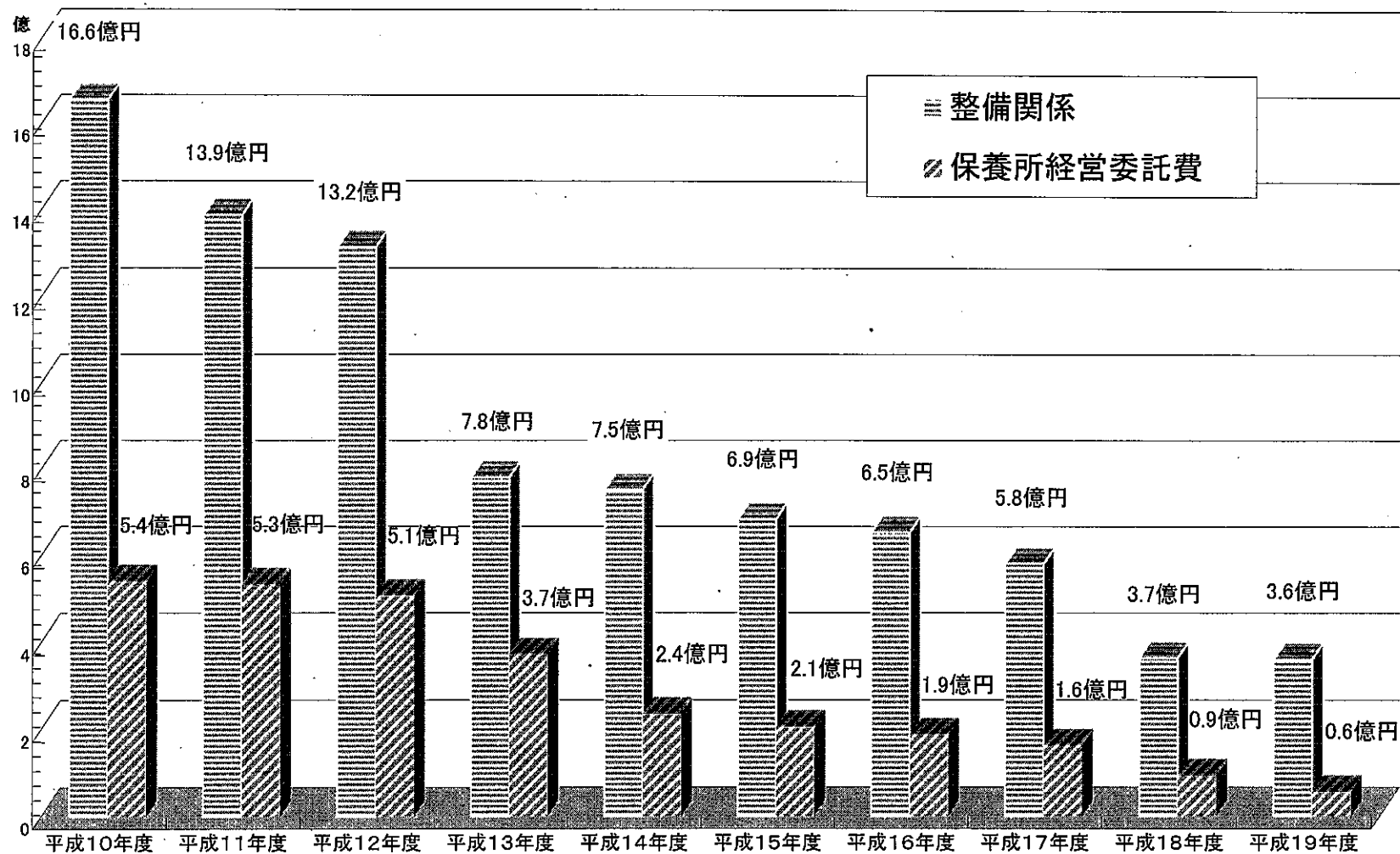
船員保険福祉施設の種類

(平成19年4月1日現在)

(船員保険)

区 分	設置数	事 業 内 容	機 能 等
病院	3カ所	船員保険被保険者等への医療の提供、海上医学の研究及び海上で傷病にかかった船員に対する医療助言等を実施している。 (平成18年度 延べ利用者数 849千人)	300床～ (1病院) 200床～300床 (2病院)
診療所	2ヶ所	船員保険被保険者等への医療の提供等を実施している。 (平成18年度 延べ利用者数 93千人)	0床 (2診療所)
健康管理センター	3カ所	船員保険被保険者等のため、生活習慣病予防健診等の健康管理事業を実施している。 (平成18年度 延べ利用者数 285千人)	健診 (健診車平均保有台数 7台)
保養所	10カ所	船員保険被保険者の海上における勤務の特殊性を踏まえ、静養や家族との団らんの場を提供すること等を目的とした宿泊施設。 (平成18年度 延べ利用者数 212千人)	宿泊 (平均定員48人) 食堂 等
福祉センター	4カ所	船員保険被保険者等の静養や家族との団らんの場の他に、研修、運動施設等を併せた総合的な施設として設置。 (平成18年度 延べ利用者数 760千人)	宿泊 (平均定員94人) 会議室、運動施設 等

施設整備関係及び保養所経営委託費予算(過去10年)



船員保険保養施設数の推移

年度	保養所		福祉センター		海外保養所	
	数	廃止施設 新設施設	数	新設施設	数	廃止施設 新設施設
53	68	(施設設置数のピーク時 70施設(海外除く))	2	長野	1	
54	68		2		1	
55	68		2		1	
56	67	向島(1)	2		1	
57	66	室戸岬(1)	2		1	
58	62	男鹿・那珂湊・鹿島・香住・新居浜・三津浜(6)	2	秋田(移転)・大洗(統合)	1	
59	50	朝里・和歌山・浅虫・留萌・新潟・宮古・酒田・伏木・尾鷲・浜田・川棚・高松・大分(13)	2	内子(移転)	1	
60	46	福山・枕崎・登別・いわき(4)	2		0	ラス・バルマス日本船員保険福祉会館(S4 2. 4~)
61	43	紋別・若松・宝塚(3)	2		1	ウェリントン日本船員保険会館
62	39	勝浦・今治・沖縄・湯の元(4)	2		1	
63	37	釧路・瀬波(2)	2		1	
1	36	根室(1)	3	小樽	1	
2	36		3		1	
3	34	武雄・熱海(2)	3		1	
4	33	三角(1)	3		1	
5	32	雲仙(1)	3		1	
6	31	小松島(1)	3		1	
7	30	有馬(1)	4	久留米	1	ウェリントン日本船員保険会館 ホノルル日本船員保険保養所
8	29	別府(1)	4		1	
9	27	網走・岩国(2)	4		1	
10	25	敦賀・宇野(2)	4		1	
11	24	下田(1)	4		1	
12	24		4		1	
13	23	苫小牧(1)	4		1	
14	21	白浜・室戸(2)	4		1	
15	19	湯の川・千葉(2)	4		1	
16	14	八戸・大沢・秋田・和倉・日南(5)	4		1	
17	10	大洗・銚子・鳥羽・坂出(4)	4		1	
18	10		4		0	ホノルル日本船員保険保養所

船員保険国内保養所及び福祉センター合理化の状況

「船員保険国内保養所及び福祉センター合理化計画について」
 (平成14年12月10日船員保険福祉施設問題懇談会より)

○ 平成13年度末現在の施設数(27施設)を平成17年度までに半分程度(13施設～14施設)とする。

平成14年3月末

施設数
27施設

平成15年3月末

施設数	廃止施設
25施設	2施設

〔白浜、室戸〕

平成16年3月末

施設数	廃止施設
23施設	2施設

〔湯ノ川、千葉〕

平成17年3月末

施設数	廃止施設
18施設	5施設

〔八戸、大沢、秋田、和倉、日南〕

平成18年3月末

施設数	廃止施設
14施設	4施設

〔稚内、小樽、気仙沼、鳴子、三崎、箱根、長野、焼津、神戸、鳥取、俵山、久留米、内子、指宿〕

〔大洗、銚子、鳥羽、坂出〕

○ 特別会計改革における議論及び国が保有する公的宿泊施設の在り方に関する議論等

【民間と競合する公的施設の改革】

「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月26日閣議決定）において、国又は特殊法人等の設置する公的施設（会館、宿泊施設、会議室、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設など）については、

- ① 不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築の禁止
- ② 個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う。

ことが決定されている。

【財政制度等審議会】

特別会計の見直しの一環として、「特別会計の見直しについて－基本的な考え方と具体的方策－」（平成15年11月26日）において、「船員保険特別会計における保養施設等については、これまでも順次廃止等の措置を進めてきているが、今後も、経営改善状況を踏まえつつ、更なる整理・統合を進めていくべきである。」との方向性がしめされた。

【経済財政諮問会議】

平成16年9月7日に開催された経済財政諮問会議において、民間議員から船員保険特別会計の民営化や統合、特別会計が保有する福祉施設の原則廃止などの特別会計改革に向けた指針案が示された。

【規制改革会議】

「規制改革推進のための第1次答申」（平成19年5月30日）において、船員保険保養所については、速やかに検討を開始し、関係者の合意を得た上で、平成19年度中に合理化計画を策定し、当該計画に基づく施設の合理化を平成22年度までに行うよう

努めるべきであるとされた。

【他制度における福祉施設等の見直し】

《厚生年金保険、国民年金、政府管掌健康保険》

- ・ 年金福祉施設等（社会保険病院を除く）については、年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等に鑑み、福祉施設の整備及び委託費には新たな保険料財源を投入しないとともに、地域医療への影響等にも配慮しつつ、5年以内に整理合理化を進めるため、平成17年10月1日に「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を設立し、現在、同機構において、譲渡が行われている。
- ・ 社会保険病院については、「医療保険制度の運営の効率化（平成14年12月25日厚生労働省）」の「社会保険病院の在り方の見直しについて」等に基づき、今後速やかに整理合理化計画をとりまとめることとしている。

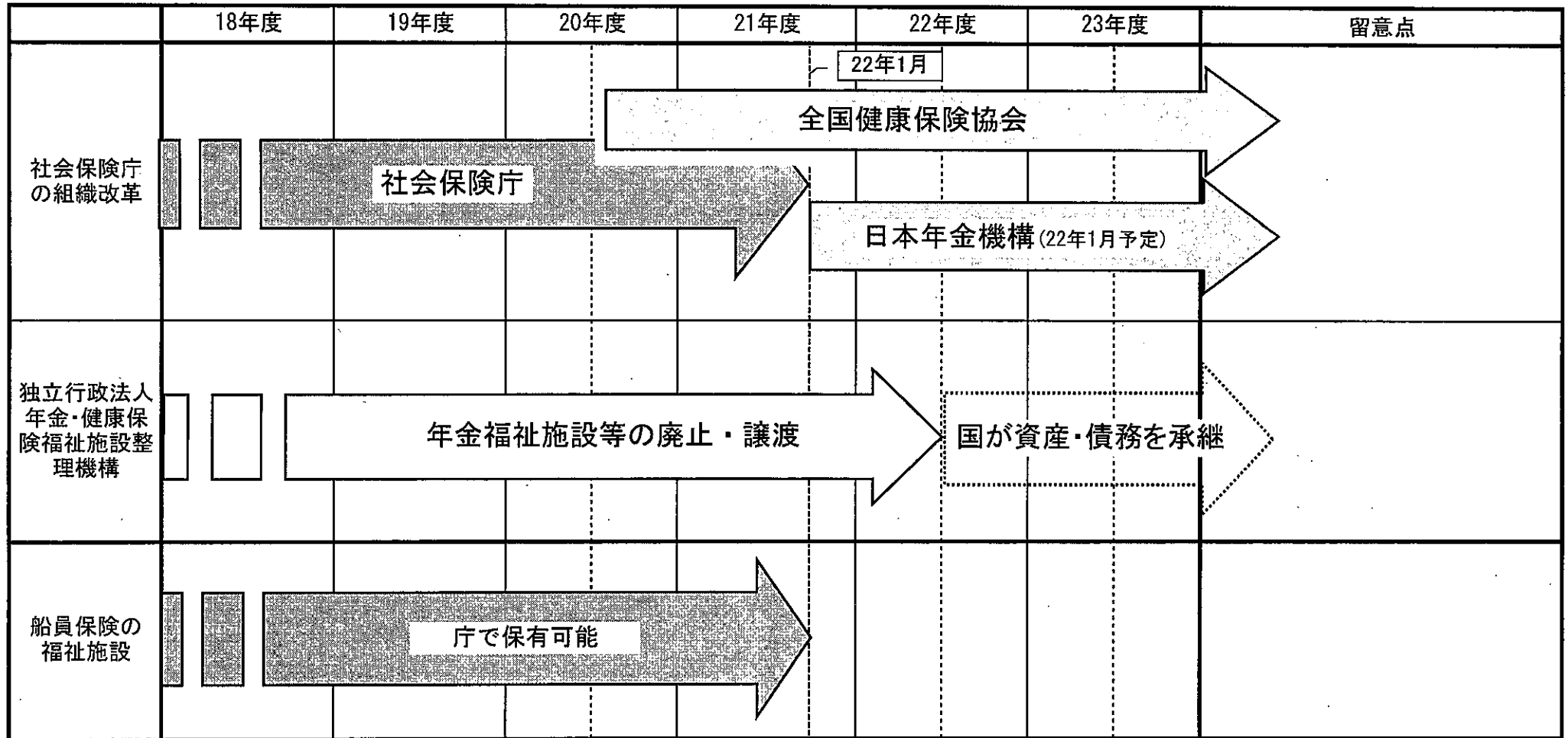
《雇用保険》

- ・ 勤労者福祉施設については、各種の施設の整備が進んできている中、勤労者福祉施設として整備し、維持することの意義が低下してきていたこと等から、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日 閣議決定）」を踏まえ、譲渡・廃止を行うこととされ、平成17年度までに2,070施設全ての譲渡・廃止を終了している。

《労災保険》

- ・ 労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日 閣議決定）」を踏まえ、労災病院が労働政策として期待される役割を適切に果たし得るよう機能の再編強化を図るため、平成16年3月30日に「労災保険病院の再編計画」を策定されている。（37病院 → 30病院）

社会保険庁の組織改革と船員保険福祉施設の関連



【留意点】

- 船員保険の保険者は、年金新組織設立（平成22年1月予定）以降、全国健康保険協会とされている。
- したがって、船員保険の保険者でない社会保険庁（国）は、年金新組織設立（平成22年1月予定）以降、事業を継続した状態で船員保険の福祉施設を保有できない。
- 「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」は、年金福祉施設等を譲渡することを目的として、平成17年10月に設立された。

関 連 条 文

○ 船員保険法第4条第1項（平成22年4月施行）

船員保険は、健康保険法による全国健康保険協会（以下「協会」という。）が、管掌する。

（現行）

船員保険法第2条

船員保険ハ政府之ヲ管掌ス

○ 日本年金機構法附則第1条

この法律は、平成22年4月1日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号及び第2号 （略）